○農林水産省告示第二千二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県大町市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

阿南町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県上伊那郡箕輪町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

箕輪町（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

箕輪町（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十八号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十三年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	キセキ　ＳＦ４１４	211019	井関農機株式会社
〃	キセキ　ＳＦ４１７	211020	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○経済産業省告示第二百二十三号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十四年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書ＢのグループⅢ、附属書Ｃのグループ及び附属書Ｅのグループに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

平成二十三年十一月十七日　経済産業大臣　枝野　幸男

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、平成二十三年十一月二十一日から平成二十三年十一月二十五日までとする。

○国土交通省告示第千百六十六号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年十一月十七日　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15233	ダイハツ　ＤＢ　Ａ－Ｌ２３５Ｓ	ダイハツ工業株式会社	大阪府池田市ダイハツ町１番１号
16480	〃　ＤＢ　Ａ－Ｌ２４５Ｓ	〃	〃

○国土交通省告示第千百六十七号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年十一月十七日　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15283	トヨタ　ＤＢＡ－ＡＣＶ４０	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
15284	トヨタ　ＤＢＡ－ＡＣＶ４５	〃	〃

○国土交通省告示第千百六十八号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年十一月十七日　国土交通大臣　前田　武志